所 得税 還付申告は **D**

4-7703

②多額の医療費を支払った場合

自

分や家族などの

病気や事 が 2 0

総所得金額等

0

間 所 などで2月 得 一斉に開 税 の確定 ついては、 始されますが 18 申 日~3月 告 平 は、 -成31年 全 15 玉 i 月 \exists 0 還 の税

務署 から受付ができます。

費控除額となります。

月から

のは、 10 万 円 万円以 0 0万円未満 に10万円 填される金額を差し されている人で、 ることができます。 たときは、 5 万円未満の人は総所 5 % % 給与等から所得税を徴 を越える医療費を支払 上 (総所得金額 を控除した金 の人は正 (総所得金額等 所得税の の人は総所得金額等 保険金等で補 味の医療費 得金 引いてさら 還付を受け 対象となる 等 が20 額 額等 が 2 0 が 医 収 0 が 0 0

で徴収された所得税から税額すれば、確定申告により給与 1 ができます。
除する方法で還付を受けること したときは、一 ホームを新築、 住宅ローンなどを利用してマ 定申告により給与等 定の 購入、

要件に該当

増改築

前に申

告されることをお勧

8

からではなく、

税

務署

が混

2雑する

ますのこ

で、

確定

申告期間に入って

源泉徴収された所得税が還

近付され

に当てはまるときは、

給与等

から

平

成

30

年中が次

のようなケー

マイホームを取得した場合

宝ローンにより一

定の要

.. の

4 その 他

き、 付されます。 給与等から引かれた所得な害を受けたときにも申告 所得があ 特定の 害や盗難などで資 り配当控除を受けると 寄付をしたとき、 |税が により 産に 配 損

れていることがあり、確定申告ら徴収された所得税が多く引か

整されていないため、

給与か

により還付されます。

た人は、

けていない場合

途退職により、

年末調整を受

平成30年中に

退職までの給料が年末

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

年金受給者が死亡したときはすみやかに届け出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。 年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死 亡届」をすみやかに年金事務所へ提出してくださ

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の方 から返納していただくこともありますので、ご注 意ください。

また、年金は死亡した月の分まで支払われます。 まだ受け取っていない年金がある場合、死亡当時 に受給者と生計を同じくしていた一定の範囲のご 遺族は、未支給年金を請求できますので、死亡届 と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出 してください。なお、提出する際には次の書類が 必要になります。

【添付書類】

・「年金受給者死亡届」のみを提出する場合 ①死亡した受給者の年金証書

- ②死亡の事実を明らかにできる書類
- ・未支給年金を請求する場合

前記の①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係が確認で きる書類 (戸籍謄本など)
- ④死亡した受給者と請求者が生計を同じくして いたことがわかる書類(住民票など)
- ⑤請求者の金融機関の通帳
- ※これら以外にも添付書類が必要な場合もありま すので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

前橋年金事務所

☎027-231-1709